

# 津市の障がい福祉

平成24年 4月 1日発行

平成24年 第1号

障がい福祉課

☎229-3157 ☎229-3334

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のある人は、障がいの種類や等級などによってさまざまなサービスを利用することができます。

今回は、平成24年度から実施する新しいサービスと市単独で実施している手当などのサービスの一部、精神疾患で治療を受けるときの自立支援医療受給者証の更新手続きについてお知らせします。



## 平成24年度から実施する新しいサービス

### ■津市重度障がい者(児)紙おむつ等助成事業

対象となる人 次のいずれかに該当する市内に住居のある3歳以上65歳未満の重度障がいのある人で、常時紙おむつ等の使用が医師意見書において必要と認められる在宅の人

- ①身体障害者手帳の肢体不自由の障がい程度が1級または2級
- ②療育手帳A1(最重度)またはA2(重度)
- ③精神障害者保健福祉手帳1級

#### 対象とならない場合

- ▶入院または施設に入所している人
- ▶市民税の所得割が46万円以上の世帯
- ▶生活保護を受けている人
- ▶すでに日常生活用具給付事業で紙おむつの給付を受けている人

助成額 1カ月当たり5,000円(市民税非課税世帯)

4,500円(市民税課税世帯)を上限

### ■津市身体障害者訪問入浴サービス事業

対象となる人 次の全てに該当する市内に住居のある重度身体障がいのある人で、在宅での常時介護を必要とし、当該サービスを利用しないと入浴ができない人

- ①身体障害者手帳の肢体不自由の障がい程度が1級
- ②医師が入浴可能と認めるとき

#### 対象とならない場合

▶介護保険法の訪問入浴介護を利用できる人

利用回数 週2回まで

利用者負担額 原則1割負担。ただし、所得に応じて負担限度額があります。

いずれのサービスも事前に申請が必要です。

## 市が実施している手当

### ■津市重度心身障害者等介護手当

対象となる人 次のいずれかに該当する市内に住居のある20歳以上の重度の障がい者など同一の生活を営み、常時介護を行う人

- ①身体障害者手帳の障がい名が上肢、下肢、体幹機能障がいまたは視覚障がい1級
- ②療育手帳A1(最重度)またはA2(重度)
- ③精神障害者保健福祉手帳1級
- ④介護保険に係る要介護状態区分が要介護4または5

#### 対象とならない場合

- ▶上記の①～④に該当する人が特別障害者手当または経過的福祉手当を受給しているとき、または施設に入所しているとき
- ▶介護者が上記の①～④の条件を有したとき
- ▶所得税課税世帯

#### 手当の額

障がい者など1人につき、月額3,000円

### ■津市心身障害児童福祉年金

対象となる人 次のいずれかに該当する市内に住居のある3歳以上20歳未満の重度障がい児を在宅で養育している人 ※特別児童扶養手当と同時に受けることができます。

- ①身体障害者手帳1級から3級
- ②療育手帳A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)

#### 対象とならない場合

▶上記の①・②に該当する人が障害児福祉手当を受給しているとき、または施設に入所しているとき

#### 手当の額

障がい児1人につき、月額7,000円

○いずれも申請手続きには、障がい者手帳、印鑑(スタンプ印を除く)を持参してください。